

第 19 回機能性表示食品等の健康被害情報への対応に関する小委員会（第 2 小委員会）	参考資料 1
令和 8 年 8 月 27 日	

機能性表示食品等の健康被害情報への対応に関する小委員会の設置について

厚生科学審議会
食品衛生監視部会

1. 設置の趣旨

機能性表示食品等については、今後、食品衛生法に基づく健康被害報告の義務化等の見直しが行われ、報告件数の大幅な増加が見込まれるところ。こうした中で、各都道府県知事等から報告された機能性表示食品等の健康被害情報について、専門的見地等に基づいた対応を検討するため、厚生科学審議会食品衛生監視部会運営細則（令和 6 年 5 月 29 日食品衛生監視部会長決定）第 1 条に基づき、食品衛生監視部会の下に、「機能性表示食品等の健康被害情報への対応に関する小委員会（第 1 小委員会及び第 2 小委員会）」を設置する。

2. 組織等

- （１）各小委員会の構成員は、機能性表示食品等の健康被害情報の内容に応じて、その評価等に関し学識経験を有するものとして、厚生科学審議会の委員、臨時委員又は専門委員の中から食品衛生監視部会長が指名する。
- （２）各小委員会の委員長は、食品衛生監視部会長の指名によるものとする。
- （３）専門の事項について検討を行うため、必要があるときは、各小委員会の下にワーキンググループを置くことができる。
- （４）必要に応じて、各委員長の判断により、他の委員又は外部の有識者に意見を求めることができる。

3. 検討事項

各小委員会は、以下の食品（生鮮食品を除く）の健康被害情報に対して、食品衛生法上の措置の要否についての検討を行う。

- ・ 機能性表示食品
- ・ 特定保健用食品
- ・ 栄養機能食品
- ・ 指定成分等含有食品
- ・ その他、医薬品以外で経口的に摂取される、健康の維持・増進に特別に役立つことをうたって販売されたり、そのような効果を期待して摂られている食品

4. その他

- （１）各小委員会の庶務は、厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課食中毒被害情報管理室が行う。
- （２）その他、各小委員会の運営に必要な事項については、食品衛生監視部会長又は各小委員会委員長が定める。